

埼玉県芸術文化祭開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県芸術文化祭（以下「芸術文化祭」という。）の円滑な運営を図るとともに、本県地域文化の振興に資するため、埼玉県芸術文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び埼玉県美術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 芸術文化祭の運営に必要な企画及び推進に関すること。
- (2) 地域文化事業の開催に関すること。
- (3) 埼玉県美術展覧会の開催に関すること。
- (4) 協賛事業に関すること。
- (5) その他芸術文化祭の実施に関し必要な事項に関すること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業実施に要する経費とする。

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、当該所要経費の範囲内で知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号とする。

2 前項の申請書には、事業計画書及び収支予算書を添付するものとする。
3 第1項に定める申請書の提出時期は、実行委員会又は運営委員会の予算確定後速やかに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の収支決算書
- (2) 補助事業の成果を記した報告書等

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、毎年3月31日までとし、その提出部数は1部とする。

(財産処分制限の緩和期間)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了(当該財産の取得)後10年とする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第13条 規則に基づき知事に提出する書類は、教育局市町村支援部文化資源課を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(彩の国さいたま県民芸術文化祭開催費補助金交付要綱の廃止)

2 彩の国さいたま県民芸術文化祭開催費補助金交付要綱(平成6年4月1日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。